

高砂市民病院売店運営事業者選定に係るプロポーザル応募要領

高砂市民病院売店運営事業者を公募型プロポーザル方式により決定しますので、参加を希望される方は、次の要領により申込書等を提出してください。

1 業務の概要

- (1) 件名 高砂市民病院売店運営事業
- (2) 業務内容 高砂市民病院売店の運営に係る業務全般
(詳細は、「高砂市民病院売店運営事業仕様書」によります。)
- (3) 使用許可期間 令和4年(2022年)8月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
なお、履行上問題がなく、管理者及び運営事業者双方に異存がない場合は、最長3年まで使用許可期間を延長することができるものとします。
- (4) 履行場所 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号
高砂市民病院食堂棟

2 参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 高砂市病院事業契約規程(昭和63年高砂市病院事業管理規程第17号)において読み替えて準用する高砂市契約規則(平成7年高砂市規則第3号)第3条に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではありません。
- (4) 高砂市の指名停止期間中でないこと。
なお、この公告の日から受注予定者として決定を受けた日の前日までに指名停止を受けた場合は、参加資格を取り消すものとします。
- (5) この要領4に掲げる書類を提出できること。
- (6) 仕様書等の内容を熟知し、十分に理解した上で参加できること。
- (7) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までに、当該売店と同等の運営(受託による運営を含む。)を3年以上行った実績を有すること又はフランチャイズ契約を締結予定である者は本部にその実績を有すること。

3 参加上の注意事項

地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、高砂市病院事業契約規程において読み替えて準用する高砂市契約規則、高砂市病院事業用行政財産の使用に関する規程(昭和63年高砂市病院事業管理規程第9号)その他指示事項(以下「関係法令等」という。)を確認の上、

参加してください。

なお、高砂市契約規則その他市の条例、規則等は、高砂市ホームページで閲覧できます。

4 参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書類等」という。）を指定期日までに高砂市民病院事務局総務課管理係まで、持参又は郵送により提出してください。申込書類等は、封筒等に封入封かんし、提出してください。

ア プロポーザル参加表明書（1部／様式第1号・指定）

イ 業務提案書（表紙1部／様式第2号・指定、提案書類10部／任意様式。詳細は別紙「高砂市民病院売店運営事業者選定に係る評価項目」の各項目についてその内容を記載してください。）

ウ 直近3期分の決算報告書（財務諸表）（写し1部）。個人の場合は、確定（青色・白色）申告時の決算書又は収支内訳書（写し1部）

エ 関連業務実績表（10部／様式第3号・指定。可能な限り多く記載すること。様式第3号を表紙とし、関連業務実績表に記載すべき事項を記載した書類を別添することもできます。）。フランチャイズ契約を締結予定である者は、その旨を病院事業管理者に申し立てること（任意様式）により、本部の実績を利用することもできるものとします。

オ 同種業務の契約の実績が分かる契約書等（写し1部／1施設分。契約金額等は、記載しないことができます。）。フランチャイズ契約を締結予定である者は、本部の実績が確認できる書類によることもできるものとします。

カ 施設管理料見積書（10部／様式第4号・指定）

キ 高砂市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、次表に掲げる書類（該当書類各1部）

書 類	内 容	法人	個人	
登記事項証明書	令和4年4月1日以後に証明されたもの	○	×	
住民票抄本	住所、氏名及び生年月日が証明できるもの 令和4年4月1日以後に証明されたもの	×	○	
代表者身分 （身元）証明書	代表者の本籍地で証明のもの 令和4年4月1日以後に証明されたもの	×	○	
納税証明書	国税の納税証明書 ※所轄の税務署発行 のもの（電子納税証明 書は不可）	法人の場合は、参加法人名義のもの （様式その3の3） 令和4年4月1日以後に証明され たもの	○	×
		個人の場合は、参加代表者名義のもの （様式その3の2） 令和4年4月1日以後に証明され たもの	×	○

	市税完納証明書 ※高砂市発行のもの	市内に本店がある場合（本店分）又は市内の支店等に権限を委任している場合（本店、支店等分） 法人の場合は参加法人名義のもの、個人の場合は参加代表者名義のもの 令和4年4月1日以後に証明されたもの	△	△
委任状	支店等で参加をされる場合 委任者は本店とし、受任者は支店等とすること。 内容：プロポーザル参加、行政財産目的外使用許可、協定書締結等 ※委任期間は、申込書類等の提出日以前から令和5年（2023年）3月31日まで		△	△

○：提出を必要とするもの ×：提出を必要としないもの
△：該当する場合のみ提出を必要とするもの

- (2) 申込書類等の提出期間は、令和4年6月8日（水）から同月17日（金）16時まで（必着）とします。また、持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日までの8時30分から12時まで及び13時から17時までです。
- (3) 事故等により申込書類等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。また、申込書類等が期間内に到達しないとき又は申込書類等に不備があるときは、受付できません。
- (4) 提出した申込書類等は、引換え、書換え、撤回等を行うことができません。
- (5) 参加を希望する者は、仕様書等に関する質問の有無にかかわらず、必ず質問に対する回答を高砂市民病院ホームページで確認した後、申込書類等を提出してください。
- (6) 仕様書及び指定様式等は、高砂市民病院ホームページからダウンロードしてください。

5 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 仕様書等に質問がある場合は、次のとおり、質問書（任意様式）により電子メールで問い合わせ、その旨を電話で連絡してください（電話又はFAXによる質問には応じることができません。）。

ア 期間 令和4年5月30日（月）から令和4年6月3日（金）16時まで

イ メールアドレス tact5510@city.takasago.lg.jp

ウ メール表題 「売店プロポ質問」

エ 記載内容 質問内容、氏名又は名称、担当者職氏名及び電話番号

- (2) 質問に対する回答は、令和4年6月7日（火）9時から高砂市民病院ホームページで公表します。回答は、この要領、仕様書その他関係資料の追加及び修正とみなします。

6 現場説明及び現地案内

運営要件等の内容及び現地の確認のため、現場説明及び現地案内を希望する場合は、次のとお

り、現場説明等参加申込書（様式第5号）に所定の事項を記入し、電子メールで申し込み、その旨を電話で連絡してください。希望のあった事業者と日程を協議の上、現場説明及び現地案内を実施します。ただし、参加人数は、1事業者につき3人までとします。

なお、現場説明及び現地案内への出席は、この公募型プロポーザルに参加するための必須要件ではありませんが、出席しなかったことによる不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

- (1) 提出期限 令和4年5月26日（木）17時まで
- (2) メールアドレス tact5510@city.takasago.lg.jp
- (3) メール表題 「売店プロポ現場説明」
- (4) 実施日時 令和4年5月30日（月）9時から令和4年6月3日（金）12時まで
※参加事業者と随時日程を調整の上実施します。

7 選定方法

(1) 書類選考の実施

申込書類等に基づき、売店運営業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）による書類選考を実施します。

書類選考による結果は、令和4年6月24日（金）までに通知します。

なお、書類選考の結果、提案説明の実施をしていただく参加者には、当該文書の中で提案説明の時間帯を通知します。

(2) 提案説明の実施

ア 日時 令和4年6月29日（水） 午後（予定）

イ 場所 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号
高砂市民病院

(3) 最優秀提案者等の選定

提出書類及び提案説明の内容を別紙評価項目に基づき選定委員会の委員が評価し（加算方式）、最も評価点の高い事業者を最優秀提案者とし、次に評価点の高い事業者を次点者として選定します。

なお、応募が1事業者の場合であっても、評価結果によってはその事業者を最優秀提案者とならない場合があります。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和4年7月4日（月）までに、提案者全員に文書により通知します。

なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議の申立てに対しては応じることができません。また、選定結果及び選定された提案の内容は、公表する場合があります。

8 選定後の手続

審査により最優秀提案者として選定された事業者を優先交渉権者として条件に関する交渉を行います。ただし、当該交渉が不調の場合は、次点者と交渉を行うこととします。

- (1) 優先交渉権者に選定された事業者との交渉は、高砂市民病院において速やかに行うこととします。

(2) 病院事業管理者から事業者への許可方法は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可とします（行政財産の目的外使用許可は、借地権、営業権等の司法上の権利を認めるものではありません。）。使用許可の手続は、高砂市病院事業用行政財産の使用に関する規程に基づき行います。

(3) フランチャイズ契約を締結予定でこの公募型プロポーザルに参加した事業者は、フランチャイズ契約を締結し、病院事業管理者が指定する日までに、その契約書の写しを病院事業管理者まで提出しなければならないこととします。また、契約書の写しの提出が困難な場合は、契約予定である旨の申立書（任意様式）を病院事業管理者に提出しなければならないこととします。

9 公募型プロポーザルの停止、中止及び取りやめ

緊急やむを得ない理由等により、この公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、この公募型プロポーザルを停止し、中止し、又は取りやめることがあります。この場合において、この公募型プロポーザルに要した費用を高砂市に請求することはできません。

10 異議の申立て

参加者は、この公募型プロポーザルの実施後、この公告及び関係法令等のこの公募型プロポーザルに関する条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

11 その他留意事項

(1) 費用の負担

参加に関し必要な費用は、参加事業者の負担とします。

(2) 著作権

参加事業者が提出する書類の著作権は、参加事業者に帰属します。ただし、高砂市は、必要がある場合は、参加事業者の承諾を得て提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、この公募型プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合があります。

(3) 提出書類の取扱い

提出された書類は、字句の誤り以外は変更できません。また、同一参加事業者が2以上の提案をすることはできません。

なお、提出された書類は、一切返却いたしません。

(4) 提案に関して使用する言語、単位等

提案に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(5) 高砂市が提示する資料の取扱い

高砂市が提示する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(6) 参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当した場合

イ 協定書の締結までに高砂市の指名停止を受けた場合

ウ 協定書の締結までに会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした場合又は民事再生

法に基づき再生手続開始の申立てをした場合

エ 提出した書類に虚偽の記載をした場合

オ 指定日時に提案説明がされなかった場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

キ 提案説明に欠席した場合

ク その他不正な行為を行った場合

12 問合せ先

〒676-8585 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号

高砂市民病院事務局総務課管理係

電話 : 079-442-3981 (内線5260)

FAX : 079-442-5472

メールアドレス : tact5510@city.takasago.lg.jp